



令和 4 年 3 月 10 日
午前 午後 8 時 45 分 受領

No. 1

議長	事務局長	係

令和 4 年 3 月 10 日

愛南町議会議長 原田 達也 殿

愛南町議会議員 少林 法子

一般質問通告書

次のとおり通告します。

(答弁一括方式

答弁分割方式)

質問の要旨	答弁を求める者
<p>1. 愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例の早期改正を求める</p> <p>再生可能エネルギーは促進をうたわれながらも、その一方で、不十分な施工による災害発生の恐れや、立地地域でのトラブル、山林伐採による自然や景観破壊、事業終了後の施設放置に係る懸念等が全国的な課題となっています。そのため、太陽光パネルの設置を規制する条例を定める自治体が増え、本町でも平成 28 年に「愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例」いわゆる再エネ条例を定めました。</p> <p>前回 12 月議会の一般質問で、私はこの再エネ条例の不備を 2 つの面から指摘し、早急な改正を求めましたところ、それに対する町の答えは、「令和 3 年の 3 月議会に条例の全部改正案を提出したが、議会が否決したので、議会の意思を尊重して改正はしない。」というものでした。</p> <p>そこで、町の出した全部改正案、及び 3 月議会の議事録を確認しました。それをもとに、再度条例改正を求めたいと思います。</p> <p>(1) 令和 3 年 3 月定例議会で、改正案の大きな争点は 11 条です。これまでは、「行政協力員、地区の同意が必要だ」</p>	町長

としていたものを、それを改正案では削除しています。議会側が改正案を否決した理由は「行政協力員は、これまで太陽光発電にいろいろ関わってきた。にもかかわらず、この改正案のことを一言も話していないのはおかしい。まず、行政協力員の会を開いて、説明して、理解をいただいてから議会に提案するのが筋だ」と。つまり、否決したと言っても、内容がダメというのではなく、「改正案を作る過程が不十分であるので、出し直せ」という意味合いのものです。

そこで質問します。あれから1年。行政協力員の会を開きましたか。もし開いていないのであれば、その理由も説明してください。

(2) 令和3年3月議会である議員がこう述べています。「調べてみると、ほとんどの行政協力員が地区の代表として同意をもらい、同意書を作ることが重要だと考えている」と。西予市でも、事業計画の周知及び自治会同意の義務付けが明記されています。太陽光発電の設置は、公共性の高いものですが、景観破壊や災害発生の恐れなどから、地区の同意が必要と思いますが、どう考えていますか。

(3) 他の市町では、条例とともに施行規則を作っており、そこで客観的な基準が示されています。例えば、栃木県佐野市では、「事業区域内における法面の勾配が垂直方向1メートルに対する水平方向2メートルの勾配を超える場合は、・・・」と、土砂災害防止の具体的な数値基準があります。また、景観の保全に関しては、「再生可能エネルギー発電設備が周辺の道路等から見えないよう低木、目隠しとなるフェンス等が設置されていること。」とあります。

本町の規則には、このような客観的な基準等がありません。必要と思いますが、どのようにお考えですか。

(4) 令和3年3月議会で、町長は「条例に不備がある部分については、しっかりとした形に整理していく」「条例改正には、小山の件があったことも一部間違いない事実である」「今後のことを考えますと、時間がない。」と述べ、条例改正の必要性、早急性を認めています。条例改正に着手する予定をお聞かせください。

2. 学校の統廃合の進捗状況と今後の予定について

令和3年8月、愛南町学校統廃合検討委員会から「これからの望ましい教育環境と学校再編について」答申が出されました。教育長からの文書には、「今後、保護者への説明会を行い協議する予定」であること、続いて、「地域への説明会を行いご理解いただき、それらをもとに再編計画を策定する」と書かれています。以前の保護者説明会でも「保護者・地域の意向を十分に聞きながら」と説明しています。

学校の統廃合は、保護者だけでなく、地域全体にも大きく関わる問題です。

そこで、現在の進捗状況等についてお尋ねします。

(1) 今後のスケジュールは怎么样了なっていますか。

(2) 保護者、地域との話し合いは予定していますか。

(3) 内海中学校の再編時期について、1年早める方向に変更があるようです。どのような経過で変更したのか、経過を説明してください。

(4) 内海中学校の再編時期について、直接地域の声を聞く機会、保護者の声を聞く機会をもったのでしょうか。

教育長